○農林水産省告示第百八十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十八年二月五日農林水産省告示第三百四十号の規定は、この告示の公布の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　富山県南砺市細野字長峯二三、才川七字西ケ外一、三、一七、小二又字水上谷四〇、四一、五一、字左近一二、五二〇から五三一まで、字大谷七から一二まで、三五、三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町野井川七六九から七七一まで、七七七、七七八、九二二、九二七、九二八、九二九の一、九三〇から九三二まで、九四一から九四五まで、九五二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町野井川七六九・七七〇・七七八・九二七・九二八・九二九の一・九四二から九四五まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大崎二七八一の乙、二七八二から二七八四まで、二七八五の一、二七八六から二七八九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市小川字水上四二四、四二五、四五八、四五八の子から四五八の寅まで、字深山口一四二〇の四三、一四二〇の四八、一四二〇の四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字中東字白ハゲ一三五四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市松之山中尾字イリ八八〇の二、八八一の子、八八二の一、八八二の二、八八二の子、八八三から八八八まで、八八四の子、八八五の子、八八五の丑、八八九の一、八八九の二、八八九の子から八八九の寅まで、八九〇、八九〇の一、八九二、八九二の子、字クイ二一五九、二一六〇の一、二一六〇の二、二一六三の一、二一八五の二、二一八七の二、二一八八、二一九五、二二六七から二二六九まで、字山ノ田二〇〇八の子、二〇一二の二、二〇一三から二〇一三まで、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一六の三、二〇一六の四、二〇一七の子、二〇二四の一、二〇二四の二、二〇二五から二〇二七まで、二〇二七の子、二〇三〇、二〇三〇の三、二〇三三から二〇三九まで、二〇三七の一、二〇四〇の甲、二〇四〇の乙、二〇四一から二〇四三まで、二〇四一の子、二〇四二の子、二〇四四の一から二〇四四の三まで、二〇四四の子、二〇四五から二〇五六まで、二〇四九の一、二〇五七の一から二〇五七の四まで、二〇五八、二〇五九の一、二〇五九の二、二〇六〇から二〇六